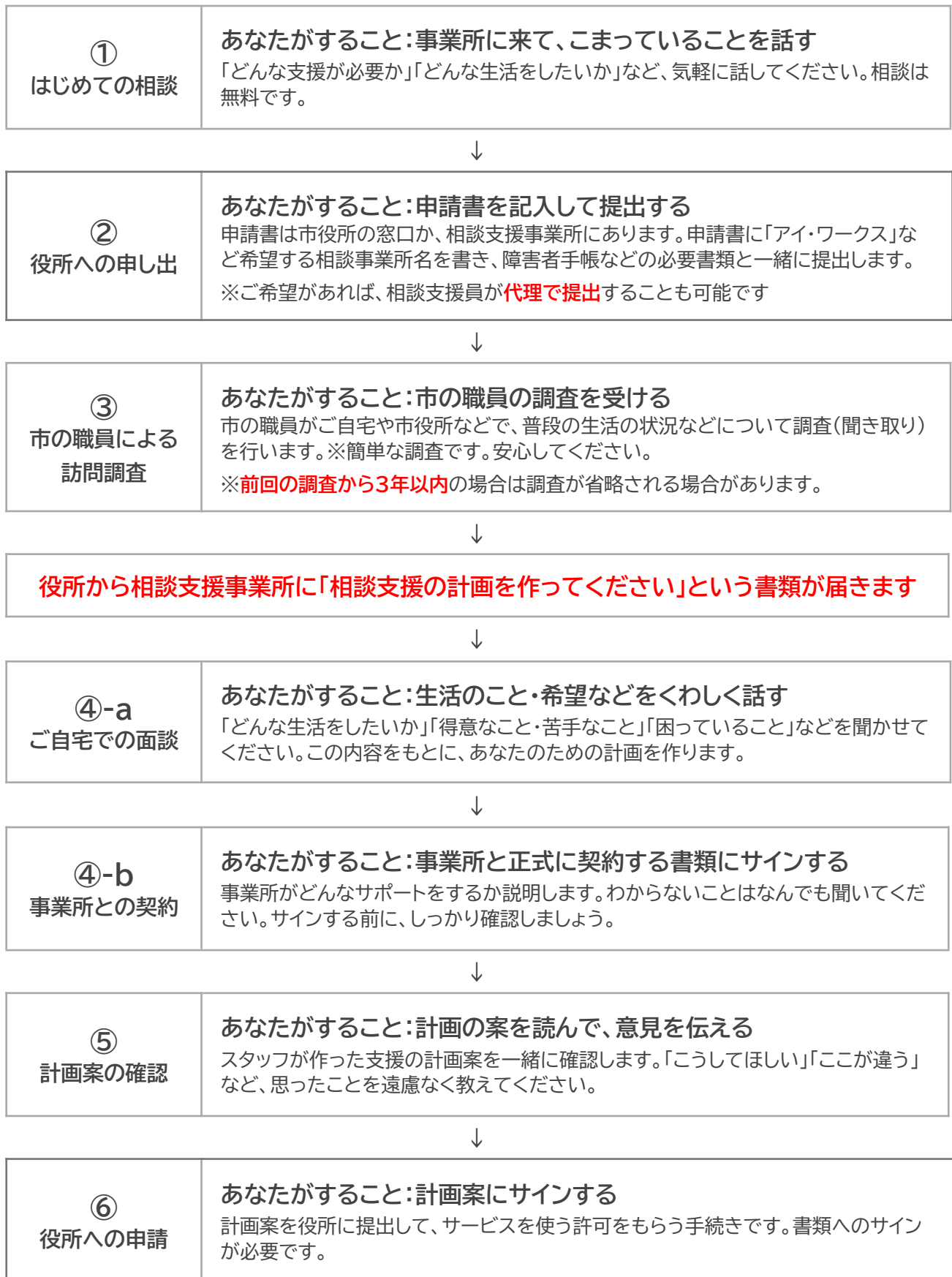


サービスを使えるようになるまでの流れ

支援のサービスを使えるようになるまでに、どんな手続きがあるかをわかりやすく説明します。



わからないことがあれば、いつでもスタッフにきいてください。

役所が内容を確認します(数週間かかります)



⑦
受給者証が届く

あなたがすること:受給者証を受け取る

「このサービスを使っていいですよ」という証明書が届きます。大切に保管してください。



⑧
担当者会議

あなたがすること:支援に関わる人たちの集まりに参加する

あなたを支援する人たちが集まって、どのように支援するかを話し合います。あなたの希望を伝える大切な場です。



⑨
計画の確定

あなたがすること:最終的な計画書にサインする

話し合いをふまえて、最終的な支援の計画を確認します。内容に同意できたらサインします。



サービス(支援)の開始

障害福祉サービスの利用がはじまります。



⑩
定期的な確認

あなたがすること:スタッフと定期的に話し合う

サービスが始まった後も、スタッフが定期的に「困っていないか」「計画を変えた方がいいか」を確認します。気になることがあればいつでも相談してください。

* この流れは標準的なものです。状況によって順序が前後することがあります。

※【⑧担当者会議(支援の作戦会議)について】

担当者会議とは、あなたをサポートするチームのメンバーが集まる「作戦会議」のようなものです。法律(指定計画相談支援の基準に関する省令)により、「支援に関わる担当者を招集し、専門的な視点から意見を出し合って計画の内容をしっかりと検討すること」が定められています。

何をするための会議？ 支援スタッフが勝手にサポート内容を決めるのではなく、あなたが「これからどうしていきたいか」「今どんなことに困っているか」をチーム全体で共有し、あなたに一番合った支援の計画(サービス等利用計画)を話し合っただけで決めるためのものです。

誰が参加するの？ ご本人(原則として同席していただきます)、ご家族、相談支援専門員、そして実際にサービスを提供する事業所のスタッフなどが集まります。

あなた自身の大切な生活のプランを決める会議です。ご自身の希望や思いを直接チームに伝える大切な機会ですので、リラックスして、思ったことを遠慮なく教えてください。

※【⑩定期的な確認(モニタリング)とご自宅への訪問について】

法律により、現在のサービスがご本人に合っているかを定期的に確認(モニタリング)し、その際にご自宅を訪問してお話を伺うことが必須と決められています。しかし、ご自宅への訪問がご本人やご家族の負担にならないよう、できるだけ簡素化したいと考えています。そのため、次のような工夫を行います。

面談の簡素化: 事前にオンラインや事業所などで詳しいお話を伺い情報を整理しておくことで、ご自宅を訪問して行う面談(生活状況の確認や書類へのサイン等)にかかる時間をなるべく短くし、ご負担を減らすよう工夫します。

訪問頻度を減らす要望: モニタリング(状況の確認)自体は通常通りの頻度で行いますが、「ご自宅への訪問」の頻度については減らせるように、私たちから役所へ要望を出します。